

## 「陳立清文庫」設立に関する『覚書』

王雪萍（以下「甲」という）と陳立清様のご遺族である [REDACTED] 様（以下「乙」という）は、「陳立清文庫」の設立について以下の通り取り決める。

### （目的）

第1条 乙は甲に対して、陳立清様の御遺品である研究資料（付録の『陳立清文庫資料リスト』に掲載する書籍338点、新聞雑誌資料1408点、その他44点）を寄付する。

第2条 甲は乙より受贈した研究資料を整理した後、王雪萍研究室で「陳立清文庫」を設立し、保存する。

### （受贈資料の用途）

第3条 甲は乙より受贈した研究資料を日中関係、中国華僑、政治、社会研究に使用する。受贈資料を使用した研究成果を公刊するときに、「陳立清文庫」を明記する。

第4条 乙より受贈した研究資料を、甲は国内外の研究者に研究を目的として公開できるが、利用者は研究目的以外での利用をないように監督する責任を持つ。

第5条 甲は不測な事態により、「陳立清文庫」の研究資料を管理する能力を失った場合、乙と協議して、ほかの研究機関や研究者への寄贈、或いは乙への返還などの対策について、甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成24年 7月 11日

甲 住所 〒170-  
東京都豊

乙 住所 〒222-  
横浜市

氏名

王 雪 萍

氏名

